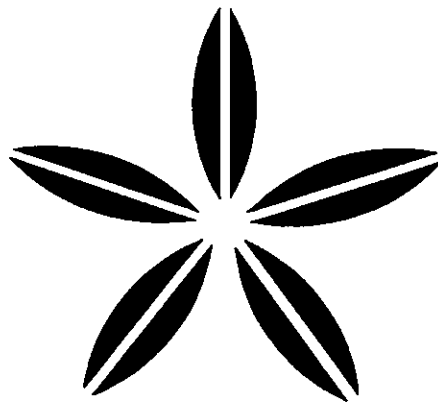


令和7年度

P T A ・ 後援会 定期総会



日 時 令和7年5月14日（水）13:30
会 場 新潟県立長岡大手高等学校第一体育館

新潟県立長岡大手高等学校 P T A
一般社団法人新潟県立長岡大手高等学校後援会

令和7年度 PTA・後援会総会日程

1 PTA・後援会総会次第

(1) 開会

(2) PTA会長挨拶

(3) 後援会長挨拶

(4) 校長挨拶

(5) 議事

・議長選出

1) 後援会総会

①令和6年度後援会事業報告、会計決算報告・会計監査報告

②理事選任

③副会長選任（理事会報告）

④後援会費の値上げについて

⑤令和7年度後援会事業計画（案）・会計予算（案）審議

⑥その他

2) PTA総会

①令和6年度PTA事業報告、会計決算報告・会計監査報告

②令和7年度PTA役員の選出・承認

③新旧役員挨拶

④PTA会則の変更について

⑤PTA会費の値上げについて

⑥令和7年度PTA事業計画（案）・会計予算（案）審議

⑦その他

・議長退任

(6) 閉会

2 学校運営方針の説明

3 いじめ防止基本方針の説明（別紙）

4 進路指導部より

令和7年3月卒業生の進路状況と令和7年度進路指導計画（別紙）

5 講話 砂山法律事務所 弁護士 砂山 雅人 様

「高校生が SNS を通じて巻き込まれる被害（詐欺、いじめ、トラブル）の事例や法的対応、保護者が取るべき対策について」

令和6年度 後援会事業報告

1 会 議

(1) 後援会入会式	4月 8日 (月)
(2) 会計監査	16日 (火)
(3) 理事会	24日 (水)
(4) 定期総会	5月14日 (火)
(5) 理事会	5月14日 (火)

2 学校教育事業への助成・補助

- (1) 部活動北信越大会以上の生徒遠征費等補助
- (2) 済美会館利用による、授業・合宿等生徒の特別活動補助
- (3) 済美会館利用による、PTA活動、教科・顧問会議等活動補助

令和6年度 収支計算書（後援会）

令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引 額	備 考
1 収入				
会費				
一 般 会 費 収 入	6,513,000	6,497,400	15,600	@7,800円×833名
雑収入				
受 取 利 息 収 入	994	1,471	△ 477	普通預金利息
原子力立地給付金等	127,656	127,656	0	東北電力給付金
雑 収 入	1,500	1,500	0	東北電力電柱敷地料
雇 用 保 険 負 担 金	17,235	16,180	1,055	雇用保険料・所得税一時預かり
特定資産運用利息収入	169	186	△ 17	積立預金利息
光熱水費分担金収入	240,000	214,000	26,000	済美会館合宿等宿泊代
小計	6,900,554	6,858,393	42,161	
前期繰越収支差額	2,159,446	2,159,446	0	
合計	9,060,000	9,017,839	42,161	
2 支出				
事業費				
事 務 費	25,000	24,770	230	コピー機リース料金
印 刷 製 本 費	18,000	1,303	16,697	総会資料印刷
電 気 料 費	1,000,000	1,096,018	△ 96,018	済美会館電気料金
水 道 料 費	150,000	135,376	14,624	済美会館水道料金
燃 料 費	100,000	58,923	41,077	済美会館都市ガス料金
電 話 料 費	100,000	79,882	20,118	済美会館電話料金
修 繕 補 修 費	300,000	144,430	155,570	LED誘導灯取替3基
N H K 受 信 料	13,990	11,586	2,404	済美会館NHK受信料金
教 育 奨 励 費	100,000	34,304	65,696	各部会費
教 育 指 導 費	3,000,000	3,208,195	△ 208,195	各種大会出場補助(総体北九州)
教 育 環 境 整 備 費	300,000	294,100	5,900	テニスコート塩カル・野球グラント'整地土
消 耗 品 費	20,000	7,010	12,990	済美会館ゴミ袋・洗剤等
雑 費	3,000	2,470	530	
管理費				
給 与 手 当	1,250,000	1,239,776	10,224	事務職員給与
労 災・雇 用 保 険 料	17,235	25,111	△ 7,876	雇用保険料・所得税
旅 費	5,000	3,784	1,216	事務職員旅費
会 議 費	2,000	1,998	2	役員会、会計監査、理事会
管 理 委 託 費	180,000	165,697	14,303	登記、会計相談料
雑 費	1,500	685	815	
清 掃 委 託 料	430,000	423,306	6,694	済美会館清掃委託(渡辺ビルサービス)
警 備 委 託 料	198,000	214,500	△ 16,500	済美会館警備委託(セコム上信越)
火 災 保 険 料	240,000	235,200	4,800	済美会館火災保険(損保ジャパン)
消 防 設 備 保 守 点 検	115,500	116,160	△ 660	済美会館消防設備点検(長岡電業)
特定資産取得支出				
済美会館積立預金支出	500,000	0	500,000	
積立預金利息組込分	169	186	△ 17	
予備費	990,606	127,329	863,277	プール塩素
事業活動支出計	9,060,000	7,652,099	1,407,901	
当期収支差額	△ 2,159,446	△ 793,706	△ 1,365,740	
次期繰越収支差額	0	1,365,740	△ 1,365,740	

科目相互間の流用を認める

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益他			
特定資産受取利息	186	186	0
② 受取会費			
普通会員会費	6,497,400	6,232,200	265,200
③ 受取分担金			
光熱水費分担金	214,000	82,500	131,500
④ 雑収益			
受取利息	1,471	32	1,439
原子力給付金	127,656	127,656	0
雇用保険個人負担金	16,180	13,136	3,044
雑収入	1,500	1,500	0
経常収益計	6,858,393	6,457,210	401,183
(2) 経常費用			
① 事業費	5,098,367	4,819,952	278,415
② 管理費	2,553,546	2,333,209	220,337
③ 減価償却費	5,882,021	5,882,021	0
④ 繰出額			0
⑤ その他固定資産取得額			
経常費用計	13,533,934	13,035,182	498,752
当期経常増減額	△ 6,675,541	△ 6,577,972	△ 97,569
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
① その他固定資産売却損			
その他固定資産除却損			
② 災害損失			
経常外費用計			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額	△ 6,675,541	△ 6,577,972	△ 97,569
一般正味財産期首残高	173,605,011	180,182,983	△ 6,577,972
一般正味財産期末残高	166,929,470	173,605,011	△ 6,675,541
II 正味財産期末残高	166,929,470	173,605,011	△ 6,675,541

減 価 償 却 費 一 覧 表

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

令和7年3月31日

単位:円

	取得価格	前期末残高	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	当期末残高
土 地	79,513,600	79,513,600	0	—	—	79,513,600
建 物	134,984,961	78,291,287	0	4,049,548	60,743,222	74,241,739
建物附属設備	25,997,878	2,573,801	0	1,741,857	25,165,934	831,944
構 築 物	2,475,161	133,909	0	90,616	2,431,868	43,293
什 器 備 品	1,735,889	8	0	0	1,735,881	8
電 話 加 入 権	74,984	74,984	0	—	—	74,984
合 計	244,782,473	160,587,589	0	5,882,021	90,076,905	154,705,568

建物、建物附属設備、構築物は定額法により減価償却

貸 借 対 照 表

令和 7年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	1,365,740	2,159,446	△ 793,706
流動資産合計	1,365,740	2,159,446	△ 793,706
2 固定資産			
(1) 特定資産			
済美会館積立預金	10,858,162	10,857,976	186
特定資産合計	10,858,162	10,857,976	186
(2) その他固定資産			
土地	79,513,600	79,513,600	0
建物	74,241,739	78,291,287	△ 4,049,548
建物附属設備	831,944	2,573,801	△ 1,741,857
構築物	43,293	133,909	△ 90,616
什器備品	8	8	0
電話加入権	74,984	74,984	0
その他固定資産合計	154,705,568	160,587,589	△ 5,882,021
固定資産合計	165,563,730	171,445,565	△ 5,881,835
資産合計	166,929,470	173,605,011	△ 6,675,541
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2 一般正味財産	166,929,470	173,605,011	△ 6,675,541
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	166,929,470	173,605,011	△ 6,675,541
負債及び正味財産合計	166,929,470	173,605,011	△ 6,675,541

監査報告書

令和7年4月16日

一般社団法人長岡大手高等学校後援会
会長 丸山 勝総 様

一般社団法人長岡大手高等学校後援会
監事 原 匠 
一般社団法人長岡大手高等学校後援会
監事 岡部 恒夫 

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況並びに公益目的支出計画の実施の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書）並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

令和 7 年度 後援会事業計画（案）

1 会 議

- | | |
|-----------|--------------|
| （１）後援会入会式 | 4 月 7 日（月） |
| （２）会計監査 | 1 6 日（水） |
| （３）理事会 | 2 4 日（木） |
| （４）定期総会 | 5 月 1 4 日（水） |
| （５）理事会 | 5 月 1 4 日（水） |

2 学校教育事業への助成・補助

- （１）部活動北信越大会以上の生徒遠征費等補助
- （２）済美会館利用による、授業・合宿等生徒の特別活動補助
- （３）済美会館利用による、P T A活動、教科・顧問会議等活動補助

令和7年度 収支予算書 (後援会)(案)

令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月31日

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 額	備 考
1 収入				
会費				
一 般 会 費 収 入	6,837,000	6,513,000	324,000	@8,600円×795名
雑収入				
受 取 利 息 収 入	1,119	994	125	普通預金利息
原 子 力 立 地 給 付 金 等	127,656	127,656	0	東北電力給付金
雑 収 入	1,500	1,500	0	東北電力電柱敷地料
雇 用 保 険 負 担 金	24,816	17,235	7,581	雇用保険料・所得税一時預かり
済美会館積立預金一部解約	2,500,000	0	2,500,000	研修室エアコン更新工事
特定資産運用利息収入	169	169	0	積立預金利息
光熱水費分担金収入	240,000	240,000	0	済美会館合宿等宿泊代
小計	9,732,260	6,900,554	2,831,706	
前期繰越収支差額	1,365,740	2,159,446	△ 793,706	
合計	11,098,000	9,060,000	2,038,000	
2 支出				
事業費				
事 務 費	250,000	25,000	225,000	事務パソコン更新 コピー機リース料金
印 刷 製 本 費	18,000	18,000	0	用紙・トナー代等
電 気 料 費	1,200,000	1,000,000	200,000	済美会館電気料金
水 道 料 費	150,000	150,000	0	済美会館水道料金
燃 料 費	100,000	100,000	0	済美会館都市ガス料金
電 話 料 費	100,000	100,000	0	済美会館電話料金
修 繕 補 修 費	2,600,000	300,000	2,300,000	研修室エアコン更新工事、済美会館施設等の修繕
N H K 受 信 料	13,000	13,990	△ 990	済美会館NHK受信料金
教 育 奨 励 費	100,000	100,000	0	各部会費
教 育 指 導 費	3,300,000	3,000,000	300,000	各種大会出場補助(全国総体中国地方)
教 育 環 境 整 備 費	300,000	300,000	0	テニスコート塩カル・グラント整備等
消 耗 品 費	20,000	20,000	0	済美会館ゴミ袋・洗剤等
雑 費	3,000	3,000	0	
管理費				
給 与 手 当	1,450,000	1,250,000	200,000	事務職員給与 報酬日額の改定
労 災 ・ 雇 用 保 険 料	37,000	17,235	19,765	雇用保険料・所得税
旅 費	5,000	5,000	0	事務職員旅費
会 議 費	2,000	2,000	0	役員会
管 理 委 託 費	180,000	180,000	0	公益目的報告依頼 他
雑 費	1,500	1,500	0	雑費諸経費
清 掃 委 託 料	430,000	430,000	0	済美会館清掃委託
警 備 委 託 料	232,000	198,000	34,000	済美会館警備委託
火 災 保 険 料	240,000	240,000	0	済美会館火災保険
消 防 設 備 保 守 点 検	120,000	115,500	4,500	済美会館消防設備点検
特定資産取得支出				
済美会館積立預金支出	0	500,000	△ 500,000	
積立預金利息組込分	169	169	0	
予備費	246,331	990,606	△ 744,275	
事業活動支出計	11,098,000	9,060,000	2,038,000	
当期収支差額	△ 1,365,740	△ 2,159,446	793,706	
次期繰越収支差額	0	0	0	

科目相互間の流用を認める

令和6年度 P T A事業報告

1 会 議

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) P T A入会式 | 4月 8日 (月) |
| (2) 会計監査 | 4月15日 (月) |
| (3) P T A常任委員会 | 4月24日 (水) |
| (4) P T A総会 | 5月14日 (火) |
| (5) 第2回P T A常任委員会 | 1月23日 (木) |

2 学校教育事業への助成

- (1) 生徒指導・クラブ指導等の教育奨励
- (2) 学校行事補助
- (3) 研究資料・研究助成
- (4) 教育環境整備 (冷房、Wi-Fi、zoom 契約)
- (5) メール配信システム助成

3 P T A活動

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| (1) 第1回新潟県高等学校P T A連合会理事会 (新潟市) | 5月17日 (金) |
| (2) 新潟県高等学校P T A連合会総会 (新潟市) | 5月31日 (金) |
| (3) 3年保護者対象進路説明会 | 7月 1日 (月) |
| (4) 北信越高等学校P T A連合会研究大会 (長野市) | 7月 5日 (金)、6日 (土) |
| (5) P T A新聞第44号発行 | 7月26日 (金) |
| (6) 全国高等学校P T A連合会全国大会 (水戸市) | 8月22日 (木)、23日 (金) |
| (7) 2年保護者対象進路説明会 | 8月30日 (金) |
| (8) 1年保護者対象進路説明会 | 9月20日 (金) |
| (9) 東山大遠足給水活動 | 9月26日 (木) |
| (10) 新潟県高等学校P T A連合会進路対策委員会主催研修会 | 10月21日 (月) |
| (11) 新潟県高等学校P T A連合会理事会 (新潟市) | 10月25日 (金) |
| (12) P T A研修 大学見学会 | 10月15日 (火) |
| (13) 長岡地区高等学校P T A連合会連絡協議会 | 11月27日 (水) |
| (14) 3年保護者対象進路説明会 | 11月12日 (火) |
| (15) 2年保護者対象進路説明会 | 12月13日 (金) |
| (16) 1年保護者対象進路説明会 | オンデマンドで配信 |
| (17) P T A新聞第45号発行 | 12月25日 (水) |
| (18) 新潟県高等学校P T A連合会理事会 (新潟市) | 2月21日 (金) |

令和6年度 決算書 (PTA一般会計)

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日
単位:円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引 額	備 考
I 収入の部				
1 会 費 収 入				
会 員 会 費 収 入	2,004,000	1,999,200	4,800	@2,400円×831名 @1,200円×4名(転学者)
PTA安全互助会共済会費	484,300	483,720	580	@580円×834名
全高P連賠償掛け金	334,000	334,000	0	@400円×835名
職 員 会 費	136,800	136,800	0	@2,400円×57名
2 教育環境整備費負担金	3,340,000	3,340,000	0	@4,000円×835名
3 雑 収 入				
公衆電話業務委託	673	1,530	△ 857	委託手数料
当期収入合計 (A)	6,299,773	6,295,250	4,523	
前期繰越収支差額	777,227	777,227	0	
収入合計 (B)	7,077,000	7,072,477	4,523	
II 支出の部				
(1) 会 議 費	250,000	242,603	7,397	全国高P連全国大会等参加費・宿泊費
(2) 印 刷 製 本 費	150,000	144,696	5,304	PTA総会資料・PTA新聞
(3) 慶 弔 費	100,000	32,000	68,000	会員の慶弔
(4) 負 担 金 分 担 金	210,000	191,042	18,958	PTA連合会等負担金
(5) 県高PTA安全互助会費	484,300	483,720	580	@580円×834名
(6) 全高P連賠償掛け金	334,000	334,880	△ 880	@400円×835名 振込手数料880円
(7) 旅 費 交 通 費	100,000	167,560	△ 67,560	全国高P連全国大会等旅費
(8) 公 衆 電 話 料	1,000	930	70	
(9) 管 理 委 託 費	15,000	3,220	11,780	郵送料・その他役務費
(10) 事 務 費	3,000	510	2,490	事務用品購入費
(11) 生 徒 指 導 費	1,300,000	1,107,519	192,481	携帯メールシステム・クラブ講師謝金・生徒引率旅費
(12) 行 事 補 助 費	500,000	548,658	△ 48,658	卒業証書バインダー・東山遠足飲料
(13) 研 修 旅 行 費	120,000	137,868	△ 17,868	PTA研修(県立大学・三條市立大学見学会)
(14) 研 究 費	30,000	0	30,000	研究・参考資料等助成
(15) 雑 費	5,000	0	5,000	雑費諸経費
(16) 環境整備費繰入金	2,505,000	2,505,000	0	@3,000円×835名
(17) 予 備 費	969,700	195,050	774,650	学校案内印刷部数増刷、保護者進路説明会会場料他
当期支出合計 (C)	7,077,000	6,095,256	981,744	
当期収支差額 (A)-(C)	△ 777,227	199,994	△ 977,221	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	0	977,221	△ 977,221	

科目相互間の流用を認める

令和6年度 決算書 (PTA教育環境整備特別会計)

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

収入

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引 額	備 考
前 年 度 繰 越 金	1,302,583	1,302,583	0	
一般会計繰入金収入	2,505,000	2,505,000	0	@3,000円×835名
雑 収 入	0	0	0	
合 計	3,807,583	3,807,583	0	

支出

科 目	予算額	決算額	差引額	備 考
教育環境整備費(エアコン)	2,500,000	2,420,000	80,000	エアコン更新(学習室1台 223教室1台)
教育環境整備費(その他)	500,000	493,043	6,957	花壇整備・使用料等(AED・Wi-Fi・Zoom)
減 免 者 返 金	120,000	168,330	△ 48,330	@3,000円×56名 両替手数料330円
修 繕 補 修 費	0	0	0	
予 備 費	687,583	0	687,583	
合 計	3,807,583	3,081,373	726,210	

次年度繰越

726,210

令和6年度 決算書（PTA模試会計）

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

1 収 入

摘 要	金 額	備 考
前年度繰越金	¥111,065	令和5年度から繰り越し
1年7月進研模試	¥807,350	1年学年会計より
1年7月進研模試(家政科)	¥134,000	
1年11月進研模試	¥810,700	
1年11月進研模試(家政科)	¥134,000	
1年1月進研模試	¥800,650	
1年1月進研模試(家政科)	¥134,000	
2年7月進研模試	¥814,200	2年学年会計より
2年7月進研模試(家政科)	¥75,900	
2年11月進研模試	¥869,500	
2年11月進研模試(家政科)	¥22,200	
2年1月進研模試	¥858,400	
2年1月進研模試(家政科)	¥22,200	
2年全統共通テスト模試	¥883,920	
2年全統共通テスト模試(家政科)	¥19,050	
3年第1回全統共通テスト模試	¥429,420	3年模試口座 (ゆうちょ銀行) または直接入金 より
3年前期分模試代金	¥3,713,940	
3年後期分模試代金	¥6,320,291	
国立大入試オープン	¥32,550	
北大入試実践模試	¥11,800	
預金利息8月	¥45	
預金利息2月	¥631	
合 計	¥17,005,812	

2 支 出 (その2)

摘 要	金 額	備 考
1年7月進研模試、手数料	¥723,000	模試受験料 ¥15,265,335
1年7月進研模試(家政科)、手数料	¥120,000	
1年11月進研模試、手数料	¥726,000	
1年11月進研模試(家政科)、手数料	¥120,000	
1年1月進研模試	¥717,000	
1年1月進研模試(家政科)	¥120,000	
2年7月進研模試、手数料	¥731,600	
2年7月進研模試(家政科)、手数料	¥68,200	
2年11月進研模試、手数料	¥775,500	
2年11月進研模試(家政科)、手数料	¥19,800	
2年1月進研模試	¥765,600	
2年1月進研模試(家政科)	¥19,800	
2年全統共通テスト模試	¥805,800	
3年第1回全統共通テスト模試	¥387,600	
3年6月進研共通テスト模試	¥843,600	
3年7月進研記述模試	¥817,700	
3年第2回全統共通テスト模試	¥843,600	
3年第2回全統記述模試	¥865,800	
3年9月進研マーク模試	¥824,600	
3年第3回全統共通テスト模試	¥828,400	
3年10月進研記述模試	¥788,100	
3年第3回全統記述模試、手数料	¥822,900	
3年11月進研マーク模試	¥828,400	
3年全統ブレ共通テスト模試	¥1,068,200	
3年共通テストKバック	¥316,100	
3年共通テスト直前演習(2会)	¥277,035	
北大入試オープン	¥18,000	
一橋大入試オープン	¥6,000	
東北大入試オープン	¥6,000	
北大入試実践模試	¥11,000	
1年模試監督料	¥0	保護者対象進路説明会 ¥135,190
2年模試監督料	¥124,784	
3年模試監督料	¥680,876	
1年保護者対象進路説明会 設備使用料	¥48,510	
1年講師交通費	¥0	
2年保護者対象進路説明会 設備使用料	¥45,870	
2年講師交通費	¥0	
3年保護者対象進路説明会 設備使用料	¥40,810	
3年講師交通費	¥0	
模試監督料等金種両替手数料	¥660	
模試監督等にかかる傷害保険料	¥33,761	前・後期各330円
大学入学共通テスト志願票及び訂正届票送付	¥2,010	
3学年担任 大学入学共通テスト後の 三者面談の手当	¥0	
小 計 (その2)	¥16,242,616	
合 計	¥16,976,476	

2 支 出 (その1)

摘 要	金 額	備 考
Kei-Navi利用料金、手数料	¥55,000	図書・資料 ¥453,627
マークシート解答用紙、手数料	¥70,550	
進路の手引	¥15,071	
合格体験記 製本代金	¥4,523	
全国大学入試問題正解	¥75,350	
堂曾時代	¥26,400	
総合型選抜年鑑、手数料	¥21,560	
学校推薦型選抜年鑑、手数料	¥21,560	
進路関係書籍代(図書館)	¥20,350	
小論文問題集・分析集	¥23,480	
大学入試小論文問題集、手数料	¥25,880	
教学社赤本、手数料	¥216,453	
その他進路書籍	¥3,000	
進路の手引執筆者謝礼	¥10,000	図書カード
OBOG大学生講演会講師謝礼	¥12,000	図書カード
OBOG大学生講演会講師交通費、手数料	¥47,384	
1,2年 合格者体験講話講師謝礼	¥2,799	
Xam2024生物	¥24,200	
大学入試問題、問題集データベース、手数料	¥22,000	
Xam2024英語	¥36,300	
小 計 (その1)	¥733,860	

3 収 支

摘 要	金 額	備 考
総収入	¥17,005,812	
総支出	¥16,976,476	
残 金	¥29,336	次年度へ繰り越し

監査報告書

令和7年4月15日

新潟県立長岡大手高等学校PTA

会長 中静 剛 様

令和7年4月15日、下記の帳簿並びに証票を監査した結果、相違ないことを報告します。

- PTA 一般会計
- PTA 教育環境整備負担金特別会計
- PTA 模試会計

令和7年4月15日

PTA監事 片桐 康成



PTA監事 田丁田 道明



令和7年度 P T A事業計画（案）

1 会 議

- | | |
|---------------|----------|
| （1）P T A入会式 | 4月 7日（月） |
| （2）会計監査 | 4月15日（火） |
| （3）P T A常任委員会 | 4月24日（木） |
| （4）P T A総会 | 5月14日（水） |

2 学校教育事業への助成

- （1）生徒指導・クラブ指導等の教育奨励
- （2）学校行事補助
- （3）研究資料・研究助成
- （4）教育環境整備（冷房、Wi-Fi、zoom 契約）
- （5）メール配信システム助成

3 P T A活動

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| （1）第1回新潟県高等学校P T A連合会理事会（新潟市） | 5月23日（金） |
| （2）新潟県高等学校P T A連合会総会（新潟市） | 6月 6日（金） （月） |
| （3）3年保護者対象進路説明会 | 7月18日（金） |
| （4）北信越高等学校P T A連合会研究大会（福井市） | 7月11日（金）、12日（土） |
| （5）全国高等学校P T A連合会全国大会（津市） | 8月21日（木）、22日（金） |
| （6）1年保護者対象進路説明会 | 8月25日（月） |
| （7）2年保護者対象進路説明会 | 8月27日（水） |
| （8）新潟県高等学校P T A連合会進路対策委員会主催研修会 | 9月下旬 |
| （9）新潟県高等学校P T A連合会理事会（新潟市） | 10月24日（金） |
| （10）長岡地区高等学校P T A連合会連絡協議会 | 11月予定 |
| （11）3年保護者対象進路説明会 | 11月21日（金） |
| （12）新潟県高等学校P T A連合会理事会（新潟市） | 2月20日（金） |
| （13）P T A新聞第46号発行 | 3月 2日（月） |

令和7年度 予算書 (PTA一般会計)(案)

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月31日
単位:円

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 引 額	備 考
I 収入の部				
1 会 費 収 入				
会 員 会 費 収 入	2,146,500	2,004,000	142,500	@2,700円×795名
PTA安全互助会共済会費	461,100	484,300	△ 23,200	@580円×795名
全高P連賠償掛け金	318,000	334,000	△ 16,000	@400円×795名
職 員 会 費	148,500	136,800	11,700	@2,700円×55名
2 教育環境整備費負担金	3,180,000	3,340,000	△ 160,000	@4,000円×795名
3 雑 収 入				
公衆電話業務委託	679	673	6	委託手数料
当期収入合計 (A)	6,254,779	6,299,773	△ 44,994	
前期繰越収支差額	977,221	777,227	199,994	
収入合計 (B)	7,232,000	7,077,000	155,000	
II 支出の部				
(1) 会 議 費	300,000	250,000	50,000	全国高P連全国大会等参加費・宿泊費
(2) 印 刷 製 本 費	80,000	150,000	△ 70,000	PTA総会資料・PTA新聞
(3) 慶 弔 費	100,000	100,000	0	会員の慶弔
(4) 負 担 金 分 担 金	210,000	210,000	0	PTA連合会等負担金
(5) 県高PTA安全互助会費	461,100	484,300	△ 23,200	@580円×795名
(6) 全高P連賠償掛け金	318,000	334,000	△ 16,000	@400円×795名
(7) 旅 費 交 通 費	170,000	100,000	70,000	全国高P連全国大会等旅費
(8) 公 衆 電 話 料	1,000	1,000	0	
(9) 管 理 委 託 費	10,000	15,000	△ 5,000	郵送料・その他役務費
(10) 事 務 費	3,000	3,000	0	事務用品購入費
(11) 生 徒 指 導 費	1,400,000	1,300,000	100,000	携帯メールシステム・クラブ講師謝金・生徒引率旅費
(12) 行 事 補 助 費	600,000	500,000	100,000	学校行事補助・東山遠足飲料
(13) 研 修 旅 行 費	0	120,000	△ 120,000	
(14) 研 究 費	0	30,000	△ 30,000	
(15) 雑 費	5,000	5,000	0	雑費諸経費
(16) 環 境 整 備 費 繰 入 金	3,180,000	2,505,000	675,000	@4,000円×795名
(17) 予 備 費	393,900	969,700	△ 575,800	
当期支出合計 (C)	7,232,000	7,077,000	155,000	
当期収支差額 (A)-(C)	△ 977,221	△ 777,227	△ 199,994	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	0	0		

科目相互間の流用を認める

令和7年度 予算書(PTA教育環境整備特別会計)(案)

1 物理教室のエアコン新設について

昨年度DXハイスクール事業対象校となり、物理教室をICTを活用した最先端の学びの場と位置付け精密な測定機器を整備しました。今年度から物理教室での授業数も多く計画していますが、廊下側に窓が無く夏場の室内温度が高温となることから、新設することを計画しました。

なお、特別教室のエアコンを計画的に更新してきましたが、今年度は物理教室にエアコンを新設し来年度以降は、特別教室のエアコンの更新計画に戻ります。

2 PTA教育環境整備特別会計 収支予算書(案)

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月31日

収入

単位:円

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 引 額	備 考
前 年 度 繰 越 金	726,210	1,302,583	△ 576,373	
一般会計繰入金収入	3,180,000	2,505,000	675,000	@4, 000円×795名
雑 収 入	0	0	0	
合 計	3,906,210	3,807,583	98,627	

支出

科 目	予算額	前年度予算額	差引額	備 考
教育環境整備費(エアコン)	2,970,000	2,500,000	470,000	エアコン新設工事(物理教室2台)
教育環境整備費(その他)	500,000	500,000	0	花壇整備・使用料等(AED・Wi-Fi・Zoom)
減 免 者 返 金	200,000	120,000	80,000	@4, 000円×50名(見込)
修 繕 補 修 費	0	0	0	
予 備 費	236,210	687,583	△ 451,373	
合 計	3,906,210	3,807,583	98,627	

一般社団法人新潟県立長岡大手高等学校後援会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人新潟県立長岡大手高等学校後援会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県長岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は長岡大手高等学校の教育事業を後援し、教育上必要な福利施設の向上充実を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 生徒の学業奨励に関する事項
2. 生徒の保健養護に関する事項
3. 生徒の福利増進に関する事項
4. 職員の研究調査に関する事項
5. 職員の処遇に関する事項
6. 不動産・動産の購入並びに管理保存
7. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は新潟県立長岡大手高等学校生保護者・教職員及びこの法人の趣旨に賛同する知識経験者とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会はすべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した会員のうちから選出された議事録記名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上5名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち3名を副会長とする。

4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事に対しては費用を弁償することができる。

(評議員)

第26条 この法人に任意の機関として2名以上10名以内の評議員を置く。

- 2 評議員は次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

- 3 評議員の選任及び解任は、理事会において決議する。

- 4 評議員の報酬は、無償とする。

第6章 理 事 会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長がかけたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる果実
- (3) 会費及び寄附金品
- (4) その他雑収入

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は田中愛子とする。
- 3 この法人の最初の副会長は池田清一、佐藤暢展、戸倉一善とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

新潟県立長岡大手高等学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、新潟県立長岡大手高等学校PTAと称し、事務局を新潟県立長岡大手高等学校に置く。

第2条 (会 員)

本会は、本校生徒の保護者及び本校教職員をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第3条 (目 的)

本会は、学校と協力して、本校の教育方針に基づく教育の振興と生徒の福利を増進することを目的とする。

第4条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するため、概ね次の事業を行なう。

- 1、学校家庭間の連携の充実
- 2、生徒の学業、体育、その他の教養の振興
- 3、生徒の厚生福利施設の充実改善
- 4、会員相互の親睦並びに研修
- 5、その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 役 員

第5条 (役 員)

本会には、次の役員を置く。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 3名以上(内1名は校長とする)
- 3、常任委員(細則により選出)
- 4、監事 2名

第6条 (任 務)

役員の任務は、次のとおりとする。

- 1、会長は、会を代表し会務を統轄し、総会並びに常任委員会を招集する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3、常任委員は、本会の企画、会計、庶務、連絡等全体に関する事項を処理するとともに、各種議案について審議、決定する。
- 4、監事は、監査を行なう。

第7条 (選 出)

役員の選出方法は、次による。

- 1、会長は、常任委員の互選又は推薦により、総会で選出する。
- 2、副会長も、会長と同様とする。
- 3、常任委員は、保護者及び教職員の中から選出する。
- 4、監事は、会長がこれを委嘱する。

第8条 (任 期)

役員の任期は1カ年とする。但し、重任は妨げない。

第4章 会議及び委員会

第9条 (会議、委員会)

本会は、総会及び常任委員会、~~専門委員会~~を組織する。~~また、地域別及び学年別の会議を開くこともある。~~

第10条 (総会)

総会は年1回定期総会を開き、会長及び副会長の選出と、会務、会計及びその他必要な事項の審議を行なう。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第11条 (常任委員会)

常任委員会は必要に応じて適宜開催し、第6条3についての処理及び審議を行なう。

~~第12条 (専門委員会)~~

~~常任委員が、細則で定める各委員会のいずれかの委員を兼ね、必要に応じ適宜専門委員会を開催し、立案事項を常任委員会に提出し、その決定事項についての事業を行なう。~~

第5章 会計

第13条 (経費)

~~→第12条~~

本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入金をもってこれにあてる。

第14条 (会費)

~~→第13条~~

本会の会費及びその徴収方法は、総会でこれを定める。

第15条 (会計年度)

~~→第14条~~

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6章 その他

第16条 (細則)

~~→第15条~~

本会則の運営に必要な細則は、別に定める。

第17条 (会則変更)

~~→第16条~~

本会則を変更しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

(附 則)

- 1、本会則は、昭和24年4月1日から実施する。
- 2、本会則は、平成6年5月28日に改定し、平成7年4月1日より施行する。
- 3、本会則の一部を改訂し、平成27年5月13日より施行する。
- 4、~~本会則の一部を改訂し、令和7年5月15日より施行する。~~←追記

新潟県立長岡大手高等学校 P T A 細則

第 1 条 (第 5 条、7 条関係)

役員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充する。補充の方法は次点者の繰り上げ又は再選挙で行なう。但し、常任委員会の同意を要する。

第 2 条 (第 7 条関係)

役員の選出は、次のとおりとする。

1、保護者 常任委員は三役とする。

2、教職員 常任委員は、教頭、事務長、渉外係、同窓会校内幹事より選出された 1 名とする。

第 3 条 庶務、会計事務については、教頭、事務長、渉外係がこれにあたる。

第 4 条 (第 10 条関係)

総会は、次により行なう。

1、議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる。

2、管理記録簿は常任委員の任務とする。

第 5 条 (第 13 条関係)

会費は、事情により免除することがある。

第 6 条 (生徒及び会員の慶弔)

本会では、次の事項により慶弔の意を表わす。但し、該当会員は返礼をしないこととする。

1、生徒、保護者及び教職員が死亡したときは、弔慰金 10,000 円と、生花をおくる。

2、その他、会員の災害等内規に定めのない事項については、会長及び副会長の協議によるものとする。

第 7 条 (細則の変更)

本細則は、常任委員会で審議し変更することができる。

(附 則)

1 本細則は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

2 本細則は、平成 16 年 3 月 1 日に改定し、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

3 本細則の一部を改訂し、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

4 本細則の一部を改訂し、平成 26 年 5 月 14 日より施行する。

5 本細則の一部を改定し、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

6 本細則の一部を改訂し、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。



令和7年県立長岡大手高等学校運営方針

県立長岡大手高等学校長
江 川 真

1 校長として目指す学校像

【教育目標】

1 自主・自律の精神を養い、連帯意識を高める。

To foster in students a spirit of independence, an attitude of autonomy, and a sense of togetherness.

2 気力・体力の充実を図り、情操を豊かにする。

To build students' mental and physical strength and enrich their hearts.

3 学力や技能を高めるとともに、進路希望を達成させる。

To improve students' academic ability and skills and provide guidance so that they can achieve their academic and career aspirations.

【スクールミッション(存在意義・社会的役割)に基づく学校運営方針】

【自主自律の精神と＜済美(人として誇り高く、美しく 生きる)の精神＞の涵養】

- ・ 豊かな人間性と知性・教養を兼ね備え、他者と協働しながら積極的に課題を克服していく気概のある生徒を育成し、活力ある地域社会の実現に貢献する。
- ・ 自主自律の精神と校訓「済美」の精神を涵養し、時代の変化に柔軟に対応できる聡明で創造力のある人材を育成する。

2 学校の目標を実現するために必要な教師像

(1) 他者(生徒)に貢献する。感動をもらうのではなく、感動を与える教師

(2) 行動するのは今! 今日のことは今日実践し、生徒のロールモデルとなる教師

(3) 生徒との信頼関係を築き熱意を持ち生徒に向き合う教師。

3 魅力と活力ある学校づくりの取り組み

(1) 生徒との対話をととして進路指導、学習指導、生徒支援を行い、生徒が抱える課題を把握し、自分で考えて自力で解決する力を保証する。

(2) 授業において、知識・技能、思考力・判断力・表現力を重視し、自己成長と将来への準備につながる学びを推進する。

(3) note やHP、学年だよりをととして、生徒の活動を保護者、中学生及び地域の方々に積極的に発信する。

(4) 部活動や体育祭、済美祭、東山大遠足等の学校行事をととして、豊かな人間性と他者との円滑なコミュニケーションを育む。

県立長岡大手高等学校の NOTE の QR コード

学校行事、部活動など生徒たちの最新の活動がご覧になれます。

